

1. 対象工事の選定

Q1 対象工事として「現場条件や施工期間の制約が厳しい工事」とは、具体的にどのような工事のことを言うのか。

A1 4週6休以上の休日の確保が難しいと判断される以下のような工事

- ・地元調整や関係機関協議等により、休日に作業を行い早期に完成させる必要がある工事

Q2 対象工事として「対象期間内での施工期間が短い工事」とは、具体的にはどのような工事のことを言うのか。

A2 施工期間が概ね1か月未満の以下のような工事

- ・機器の製作期間がほとんどで、据付工事期間が短時間の電気設備工事等
- ・工事規模が小さく、施工期間が短い工事（維持修繕工事、舗装工事等）

2. 実施方法

Q3 週休2日工事の対象とした場合、当初積算から週休2日の補正を行うのか。

A3 当初積算では週休2日の補正は行わない。設計変更時に現場閉所状況に応じて補正を行うこと。

Q4 試行対象工事を受注し、週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティはあるか。

A4 「受注者希望型」は、週休2日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで受注者自身が希望する場合に実施するものです。したがって、週休2日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

Q5 4週6休以上を実施するとしていたが、4週7休又は4週8休に変更することはできるか。
また、4週8休を実施するとしていたが、4週7休又は4週6休に変更は可能か。

A5 可能です。補正係数は、対象期間中の現場閉所率にて最終的に判断します。

Q6 4週8休を実施するとしていたが、4週7休又は4週6休に変更は可能か。また、この場合ペナルティはあるか。

A6 変更は可能です。また、ペナルティはありません。なお、週休2日を確保できなかった場合も、ペナルティはありません。補正係数については、対象期間中の現場閉所率で判断します。

Q7 施行途中で週休2日工事の実施が困難となった場合は、実施を取りやめることができるか。

A7 施行途中で実施が困難となった場合は、実施困難な理由を整理したうえで監督員に報告してください。なお、実施できなかった場合は変更設計の対象となりません。

Q8 工期の前半は現場が稼働せず、残り1～2か月の時点で本格的に動き出し、日曜日だけ休むような工事についても、工期全体の現場閉所率を算出し、補正を行うのか。

A8 週休2日工事の趣旨にそぐわないので、補正の対象外とします。

Q9 休日の実績で下請け労働者の出勤簿も提示を求められるのか。

A9 作業日報等、通常作成される工事関係書類で確認し、疑義があれば出勤簿の提示も求めます。なお、休日等取得実績表の提出資料について、虚偽の記載等が工事中または工事完成後に判明した場合は、不誠実な行為として取り扱う場合があります。

Q10 工事を増工する場合は、どのような取り扱いとなるのか。

A10 発注者の責による設計図書の変更（増工）を行った場合は、発注者で週休2日が確保できる工期となるよう適切に工期延期をすること。また、増工分の工期算定は、各作業の工事数量を日当たり作業量で除し、雨休率及び施工順序等を考慮し延期日数を算定すること。（簡便式は使用しない。）なお、発注者は当初の工事目的と関係ない工種の追加や、別工事で施工すべき工種の追加は、原則行わないこととする。

Q11 週休2日に係る設計変更は、何時するのか。

A11 原則、受注者の週休2日工事実施希望が確認できた時点で設計変更（指示書対応可）を行い、精算時に対象期間中の現場閉所状況に応じて、設計変更をすること。

Q12 施工箇所が点在する工事において、週休2日工事を取り組む場合、施工箇所ごとに現場閉所率を算定し、補正を行うのか。

A12 施工箇所毎に判断するのではなく、工事全体で現場閉所状況を確認し、補正を行うこと。

3. 対象期間の設定

Q13 工期末より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるのか。

A13 工事完成通知書提出日の20日前までを対象期間とします。早期に工事が完了する場合は、工事完成通知書提出日を事前に受発注者間で協議を行い、「週休2日」の対象期間を確定すること。

Q14 電柱移転等で着工が遅れ工期延期した場合、延期した期間も含めて現場閉所率の判断を行うのか。

A14 工期延期に伴う延伸した工期も含めて現場閉所の判断をしてください。なお、工事が動いていない期間が明確である場合、当該期間を対象機関から控除すること。

Q15 対象外機関として年末年始6日間、夏季休暇3日間とあるが、具体的に何時から何時までか。

A15 年末年始6日間、夏季休暇3日間の取扱いは下記のとおりとする。

- ・年末年始6休假期間は、12月29日から1月3日まで（土日含む）
- ・夏季休假期間は、土日以外の3日間（基本はお盆期間）

4. 現場閉所（休日）の取扱

Q16 現場閉所の例外として「現場管理上必要な作業」とは、具体的にどのような作業か。

A16 現場管理上必要な作業とは、以下のような作業とする。

- ・巡回パトロールや保守点検
- ・コンクリート養生時の品質確保上最低限の作業
- ・交通誘導警備
- ・その他監督員が必要と認めた作業（事前に監督員と協議を行うこと。）

Q17 必ず土日曜日を休まなければならないのか。

Q17 対象期間中の現場閉所割合で判断しますので、必ず土日曜日を休日として確保しなければならないということはありません。ただし、工期の始期に休日が偏り、現場施工中は休日の確保できていない場合など、週休2日工事の趣旨にそぐわない工事となった場合は、監督員の判断により設計変更及び評価しないことがある。

Q18 地元調整や関係機関協議等の不測の事態により、施工ができず休工となった場合は、休日としてカウントできるか。

A18 事務作業を含め、現場及び現場事務所が閉所されていれば通常の休日と同様にカウントできる。

Q19 大雨、大雪により休校となった場合は、休日としてカウントできるか。

A19 現場及び現場事務所が閉所されていれば通常の休日と同様にカウントできる。

Q20 現場代理人や作業員が、現場閉所日に他の現場作業に（施工や除雪業務等）に従事していた場合は、現場閉所となるのか。

現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」としているため、現場閉所と取り扱うこととする。この試行は、現場閉所率を経費の補正や評価の指標としているため、受注者の従業員の働き方を縛るものではない。しかしながら、本試行の趣旨を踏まえ、従業員の休日を確保できるよう配慮すること。

Q21 現場事務所または会社で事務作業を行う場合は、現場閉所とみなしてよいか。

Q21 現場閉所とはならない。現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は、現場閉所とみなすことはできない。

Q22 一般交通に供するため、工事現場内の除雪作業を行った場合は現場閉所として取り扱えるか。

A22 一般交通を供するために行う除雪作業など、安全確認作業のみの場合は現場閉所とみなす。

なお、一般交通と関係ない現場内の除雪は、現場閉所としない。(一般公共交通に供する部分のみの除雪等安全確認作業は閉所とする。)

Q23 交通誘導警備員のみが現場閉所とみなすか。

Q23 現場閉所とみなす。

Q24 半日休工を2回行った場合は、1日分の休工とカウントできるか。

Q24 1日を通して休工してる場合に休日としてカウントできるため、半日休工は現場閉所としてみなさない。